

安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議 準備委員会運営要領（案）

（１）委員長等

- ）委員長は，準備委員会を招集し，委員会の事務を掌握する。
- ）委員長に事故があるときは，その指名する委員がその職務を代理する。

（２）議事の公開

会議は，原則として公開とし，傍聴席に相応する人数を傍聴させることができる。ただし，特段の理由があると委員長が認めた場合は，理由を明示し，会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（３）会議資料

会議資料は，原則として会議において公開する。ただし，特段の理由があると委員長が認めた場合は，会議資料の全部又は一部を公開しないことができる。なお，委員から文書にて意見が提出された場合，委員長が委員会の審議にあたって必要と認めたものは，委員会にて配布する。

（４）議事要旨

発言者名を記載しない議事要旨を，会議において公開した会議資料とともに，会議終了後速やかに公表する。

（５）その他

- ）会議の庶務は，内閣府国民生活局企画課が行う。
- ）委員は，委員長の許可を得て，代理の者を出席させることができる。
- ）委員長は，必要に応じて，委員以外の学識経験者，事業者，行政機関等に参考人として出席を求めることができる。
- ）委員長は，必要に応じて，委員会に諮り，本運営要領の見直しを行う。